

議案第 80 号

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年川崎市条例第 3
6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、第 3 条第 1 項及び第 3 項の
登録の有効期間ごとに 1 回以上、市長が指定する浄化槽管理士の資質の向上
のための研修を受けさせなければならない。ただし、市長が特別の理由があ
ると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に登録の申請をした者
について適用し、同日前に登録の申請をした者については、なお従前の例によ

る。

参考資料

制 定 要 旨

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士の資質の向上のための研修を受けさせなければならないこととするため、この条例を制定するものである。